

2016- 004 事件
ボディビル競技

X

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
会長 鈴木



同意に基づく決定書

標記事件につき、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）7.10.3 項の規定に基づき、下記のとおり決定する。

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（関東ボディビル・フィットネス選手権(第 35 回)における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.1.1 項、同 10.6.3 項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 28 年 10 月 18 日より 3 年 9 ヶ月間の資格停止とする。

[理 由]

- ・ 平成 28 年 8 月 28 日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質ドロスタノロン（Drostanolone）及びクレンプテロール（Clenbuterol）は、いずれも 2016 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1. 蛋白同化薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B 検体についての分析は要求せず、また、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在すること）の違反が認められ、同 9 条及び同 10.8 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（関東ボディビル・フィットネス選手権(第 35 回)における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- ・ また、上記検出物質は、「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「特定物質」には該当しないところ、競技者は、本件の違反が意図的ではなかったことについての主張・

立証を行わなかった。よって、本件においては本規程 10.2.1.1 項本文が適用される。

- 上記の事実及び今回の違反が1回目の違反であることからすれば、競技者には、本規程 10.2.1.1 項本文に基づき、4年間の制裁措置が課される可能性がある。
- 競技者は、JADA の結果管理担当者（以下「JADA 担当者」という。）によってなされた平成 28 年 10 月 18 日の通知により、本件の違反について問われた後、JADA 担当者に宛てた同月 29 日付けメールでもって本件の違反を自認し、B 検体の分析を要求しなかった。さらに、同月 30 日付けメールにより本件の違反が意図的であった旨を自認し、反省と謝罪の言葉を述べた。その上で、競技者は、同年 12 月 27 日の JADA 担当者との面談において、自身のドーピング行為やボディビル競技におけるドーピングについて認識している事項を説明すると共に、自らが競技から引退する予定であることを述べ、JADA に対し、速やかな自認による資格停止期間の短縮（本規程 10.6.3 項）を求めた。
- 本件では、競技者が JADA により主張された本件の違反を速やかに自認したと認められることから、「違反の重大性」及び競技者の「過誤の程度」により、資格停止期間の短縮を行なうか否かが問題となる。この点、本件においては、違反が意図的であったことから、「過誤の程度」に基づく短縮は困難であり、「違反の重大性」も高いと認められる一方で、競技者が自発的に禁止物質摂取の経緯を説明し、併せて競技から引退する意向を示したこと、ボディビル競技におけるドーピングについて情報を提供したこと等により、「違反の重大性」が若干ではあるものの低減されると評価できることを考慮すると、資格停止期間を 3 ヶ月短縮するのが相当である。当該資格停止期間の短縮については世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の承認も得られていることから、本件においては、本規程 10.6.3 項に基づき、競技者を 3 年 9 ヶ月間の資格停止とする。
- そして、本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 28 年 10 月 18 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は同年 10 月 18 日とする。
- なお、本件では、競技者において、本規程 7.10.1 項に従い、上記の違反について自認し、暫定聴聞会及び聴聞会をいずれも放棄した上で、JADA から申し入れられる措置を頭書記載の日付でもって受諾している。したがって、本件においては、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる聴聞会は開催されず、本規程 7.10.3 項に従い、JADA の名において本決定書を発行するものとする。

以 上